消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	（略）	（略）	（略）
次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん液 3　炭酸ナトリウム溶液（四パーセント） 4　水酸化ナトリウム溶液（二パーセント） 5　その他の医薬品である消毒薬 6　その他防疫指針で定める消毒薬	（略）	（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。ただし、第十六条から第十九条までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

（削る。）

消毒薬噴霧装置その他これに準ずる設備であつて、車両を消毒するためのもの	（略）	（略）	（略）
次に掲げるいずれかの消毒薬 1　ハロゲン塩製剤（次亜塩素酸ナトリウムを成分とするもの） 2　逆性石けん液 3　炭酸ナトリウム溶液（四パーセント） 4　水酸化ナトリウム溶液（二パーセント） 5　その他の医薬品である消毒薬 6　その他防疫指針で定める消毒薬	（略）	（略）	（略）

附　則

1　この省令は、家畜伝染病予防法の施行の日（昭和二十六年六月一日）から施行する。但し、第十六條から第十九條までの規定は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

2　昭和二十六年十一月三十日までは、指定検疫物であつて旧家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）に基く命令により輸出国の証明書の添附を必要としたもの以外のものを輸入する場合は、第四十六條の規定にかかわらず、法第三十七條但書の農林大臣の指定する場合とする。

3　第二十三條第三号、第二十七條第四号、第二十八條第三号、第三十一條第三号及び第三十三條第三号中「都道府県知事の指定を受けた学術研究機関」（第二十七條第四号の場合にあつては「農林大臣の指定を受けた学術研究機関」）とあるのは、昭和二十六年六月三十日までは、「学術研究機関」と読み替えるものとする。

4　左に掲げる省令は、廃止する。

家畜伝染病予防法施行規則（昭和二十三年農林省令第八十号）

家畜等の輸入停止に関する省令（昭和二十四年農林省令第八十五号）

家畜伝染病予防法の一部を牛の流行性感冒に適用する省令（昭和二十五年農林省令第百号）

鶏、あひる等の輸入停止に関する省令（昭和二十六年農林省令第二十号）

5　法第五條第一項の健康証明書及び同項第二号の証明書の様式は、昭和二十六年八月三十一日までは、第八條の規定にかかわらず、前項の家畜伝染病予防法施行規則（以下「旧規則」という。）別記様式第三号及び様式第四号によることができる。

6　この省令施行前に旧規則第三十四條、第三十五條、第四十一條又は第五十二條第二項の規定により交付された牛の結核病検診証、牛の結核病健康証明書、馬の伝染性貧血検診証又は検疫証明書は、その交付を受けた日から六箇月間は、それぞれ第十四條、第五十一條又は第五十三條の証明書とみなす。